紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会 に係る標章及びマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第70回国民体育大会及び第15回全国障害者スポーツ大会(以下「両大会」という。) の開催にあたり、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)が「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(平成23年6月24日制定)に定める標章並びに紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会(以下「県委員会」という。)が定めた愛称「紀の国わかやま国体」及びマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、「標章」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 日体協が定めた国民体育大会マーク (図形)
- (2)「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (3)「紀の国わかやま国体」その他の「国民体育大会」、「国体」及び「NATIONAL SPORTS FESTIV AL」を含む結合語又は造語
- (4) 日体協が定めた競技別シルエット (図形)
- 2 この規程において、「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 両大会マスコット
- (2) 第15回全国障害者スポーツ大会愛称(「紀の国わかやま大会」)
- (3) 両大会スローガンその他県委員会が定めた規定書体

(使用許可権限の行使)

- 第3条 前条第1項各号に規定する標章については、県委員会が日体協から委任を受けた使用許可権限を行使 する。
- 2 前条第2項に規定するマスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

- 第4条 標章及びマスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は公共目的と 認め、無償で使用できるものとする。
- (1) 資料及び無償で交付される記念品類の物品で、スポーツ活動又は両大会の開催に寄与すると認められるものに使用するとき。
- (2) 出版物で、スポーツの歴史や記録などスポーツ又は両大会に関する啓発内容を掲載するとき。
- (3) 一般へのスポーツ又は両大会に関する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するとき。
- (4) その他県委員会会長(以下「会長」という。)がスポーツ活動又は両大会の開催に寄与すると認めたとき。

(公共目的による使用の申請)

- 第5条 標章及びマスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「紀の国わかやま国体・ 紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書(様式第1号)」を会長に提出し、 その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することが できる。
- (1) 国、地方公共団体及び和歌山県内の市町村の第70回国民体育大会実行(準備)委員会が使用するとき。
- (2)公益社団法人和歌山県体育協会、和歌山県内の市町村体育協会及びこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- (3) 第70回国民体育大会においてデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- (4) 県委員会の構成団体である障害者福祉団体及び競技団体が使用するとき。
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (6) 紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会募金・企業協賛推進要綱に規定する国体パートナー、オフィ

シャルスポンサー、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業(以下、「協賛企業」という。)が使用するとき。

- (7)報道機関が使用するとき。
- (8) その他会長が特に認めたとき。
- 2 前項第6号及び第7号を除き、標章及びマスコット等を公共目的により使用した者は、各年度終了後及び使用期間終了後30日以内に、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等使用報告書(様式第2号)」を会長に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

- 第6条 会長は、前条に基づく許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除 き、許可するものとする。
- (1) スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2)標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他会長が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章 及びマスコット等公共目的使用許可書(様式第3号)」をもって行うものとする。

(商業目的による使用)

- 第7条 標章及びマスコット等を商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、商業目的と認め、有償で使用できるものとする。ただし、協賛企業が使用する場合は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会募金・企業協賛推進要綱第12条の企業協賛の特典によるものとする。
- 2 この規程により、商業目的で使用できる標章及びマスコット等は、「紀の国わかやま国体」及び第2条第 2項に規定するマスコット等とする。

(商業目的による使用の申請)

- 第8条 商業目的により「紀の国わかやま国体」及びマスコット等を使用しようとする者は、あらかじめ「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等商業目的使用許可申請書(様式第4号)」を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けて「紀の国わかやま国体」及びマスコット等を使用した者は、各年度終了後 及び使用期間終了後30日以内に、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等 使用報告書(様式第2号)」を会長に提出しなければならない。

(商業目的による使用の許可)

- 第9条 会長は、前条に基づく許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章 及びマスコット等商業目的使用許可書(様式第5号)」をもって行うものとする。

(商業目的使用にかかる使用料)

- 第 10 条 「紀の国わかやま国体」及びマスコット等の商業目的による使用の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を県委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除することができる。
- (1) 第5条第1項第1号から第5号に規定する団体が使用するとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等が使用するとき。
- (3) その他会長が特に認めたとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第8条に規定する許可申請の際に、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等使用料免除申請書(様式第6号)」を会長に提出しなければならない。

- 3 第1項に基づく使用料は、前条第2項に規定する許可書の交付があった日から起算して、30 日以内(振 込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 4 県委員会は、収納した使用料を紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会募金として和歌山県に寄附する ものとする。
- 5 納付された使用料は、返還しない。

(使用上の遵守事項)

- 第11条 標章及びマスコット等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として標章及びマスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から 許可番号を付記することが困難である場合はこの限りでない。
- (5) 商業目的でぬいぐるみにマスコットを使用する場合は、代金の一部が紀の国わかやま国体及び紀の国わかやま大会の県民運動やボランティア活動などの大会経費に充てられる旨を明示すること。
- (6) 標章及びマスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の 提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (7)標章、マスコット等及び使用許可された物件について、商標及び意匠登録の出願をしないこと。
- (8) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

- 第 12 条 標章及びマスコット等の使用の許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等使用変更許可申請書(様式第7号)」を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 第4条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(実施調査等)

第 13 条 会長は、標章及びマスコット等を使用した者に対し、使用状況について実施調査を行い、又は、その使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

- 第14条 会長は、標章及びマスコット等の使用がこの規程及び許可内容に違反していると認められるときは、 使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。
- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会に係る標章及びマスコット等使用許可取消書(様式第8号)」をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可にかかる物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、標章及びマスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

- 1 販売を目的とするもの
- (1) 商品(ぬいぐるみを除く) 小売価格(消費税等賦課前)×3%×製造数量
- (2) ぬいぐるみ (裁縫で中に綿などをくるんだ人形)
 - ・小売価格(消費税等賦課前)が 5,000 円未満の場合 500 円×製造数量
 - ・小売価格(消費税等賦課前)が5,000円以上の場合 1,000円×製造数量
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等 製造価格×3%×製造数量
 - (2) 広告宣伝
 - ・看板

使用する媒体の広告料×3%

※但し、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定

・自動販売機 月額 1,500 円×月数×台数

3 その他の営利

協議により決定